

○議案第57号 守口市消費生活センター相談業務プロポーザル選定委員会条例案

□□□審議経過□□□

＝市民環境委員会委員長報告＝

御報告申し上げます。

本案は、令和2年4月から消費生活センターの相談業務を委託する事業者の選定に関し、市長の諮問に応じて調査審議する、守口市消費生活センター相談業務プロポーザル選定委員会を設置しようとするものであります。

本委員会といたしましては、審査を行いました結果、相談業務については、引き続き、専門資格を有した相談員を確保することはもとより、例えば、受付時間の延長やメールによる受付など、相談体制の充実に向け、受託事業者の選定に当たられたいこと。なお、市民からの相談の中には、継続する事案もあると考えられるので、綿密に引き継ぎを行うとともに、市と受託事業者が適正に情報共有を行い、相談体制に支障の生じることのないよう特段の意を配されたいとの希望意見を付し、賛成多数をもってこれを原案どおり可決すべきものと決した次第であります。

なお、杉本委員におかれましては、営利企業が除外されていないことなど、委託するには問題が多く、市の直営で実施すべきであるとの理由により、反対の意を表明されましたことを付言いたします。福西委員におかれましては、相談員の確保だけでなく、相談体制の拡充により、市民サービスの充実に繋がるという点に期待するとの理由により、賛成の意を表明されましたことを付言いたします。

以上、委員長報告といたします。